

大阪市告示第893号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第9条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開場及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年6月30日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開場

施設名	年 月 日	供用時間
南港中央野球場	令和7年7月14日（月）	午前9時から 午後7時まで
	令和7年7月22日（火）	午前7時から
	令和7年7月28日（月）	午後7時まで
南港中央庭球場	令和7年7月14日（月）	午前9時から
	令和7年7月22日（火）	午後7時まで
	令和7年7月28日（月）	

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
南港中央野球場	令和7年7月6日（日）	午前7時から 午後9時まで
	令和7年7月12日（土）から 同月13日（日）まで	
	令和7年7月19日（土）から 同月21日（月）まで	
	令和7年7月23日（水）から 同月27日（日）まで	
	令和7年7月29日（火）	

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）